

更生保護事業法等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)(先議)要旨

本法律案は、近時の犯罪情勢に的確に対応して犯罪者及び非行少年の改善更生を実現するため、更生保護施設における処遇機能を充実・強化するとともに、更生保護事業に対する規制緩和等に関する規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、更生保護施設に委託する保護内容の充実
 - 1 更生保護施設への委託内容に、社会適応を促すための積極的な処遇を追加する。
 - 2 更生緊急保護の対象を拡大し、少年院満期退院者及び労役場出所者等を追加する。
 - 3 更生緊急保護の期間を現行の六か月から最長一年まで延長可能とする。
- 二、更生保護事業に対する規制緩和

更生保護施設を設置しないで営む更生保護事業について、現行の認可制を届出制に改める。
- 三、更生保護事業の透明性の確保

更生保護法人は、請求があつたときは、財産目録等を閲覧に供しなければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。